この議会に向けて

まず、地方消費税交付金の使途については、**「自治税務**

埼玉県和光市議会議員 原 満

客員研究員(2014年3月)

【消費税の引上げ…】

ておく必要があると思います。 たと思います。ここで、**公共料金の積算**のあり方を考え 自治体では、消費税転嫁のため料金等の見直しが行われ 4月1日から引上げられます。すでに、各

各自治体では、事務事業に対する適切な負担について、

が掛かっている費用を把握しておくことも必要でしょう。 料金等の算定根拠を確認し、**コストの財源構成、消費税** そのあり方を検討してきていると思います。そのため、 して料金等を設定することとなります。この際、 直接・間接的にかかる費用を算出し、税等の収入と勘案 改めて

◇消費税引上げに伴う**歳入増見込額**はいくらか。 【地方消費税交付金額は…】

◇歳出における消費税は、どのような規模となるのか、 当然、どれだけ増額されたのか、その理由について確認 また、**「使途の明確化」**はどのように図られているのか。 源との関係もあり十分に確認しておく必要があります。 か、「**使途の明確化**」が求められていることから、他の財 地方消費税分が2%となります。財源確保がなされるの することが挙げられます。今後、10%への引上げ時には、 地方への消費税配分は、1%から 7.%となっています。

> えられます。 されているのか、また、わかりやすいものとなっている 必要と考えられます。通知では、「引き上げ分の消費税収 されています。その対応内容はどうか、確認することが か、事業ごと、 めています。実際にどのように予算書、説明資料に明示 示し、さらに**地方消費税増収の使途を明確**にするよう求 を社会保障に施策に要する経費に充てるものとする」と 局都道府県税課長通知」(平成26年1月24日付け)で示 節や細節まで当たって確認することが考

要です。 することとなりますので、十分に注視しておくことが肝 物価も上昇してきており、経費が上がれば消費税も上昇 札不調が相次いでいると伝えられています。人件費等の ことも必要でしょう。この他、 ◇次に、歳出における消費税がどれだけの規模になって いるのか、委託や指定管理等、委託内容ごとに確認する 最近の建設関係では、

営企業会計制度の見直しの影響も確認しておくとよいで しょう。 し、将来への財政運営への備えを視ておきましょう。公 たら**病院事業会計の仕組みと消費税の関係**を改めて確認 そして、公立病院事業を抱えている自治体では、 でき

【平成26年度税制改正…】

ました。法人住民税の法人税率の税制改正で、 税源の偏在性の是正を名目に、地方税制がい じくられ 一部を国

税化し地方交付税化するとしたものです。

本来、地方交付税は、国税のうち所得税・酒税の32 %

法人税の34%、消費税の25%、 るとしています。財源確保のため安易に税制度をいじく たばこ税の25%を充て

ることは、避けるべきではと考えます。

等、**法人課税に関してどの程度影響**が出るか。また、 ところで、地方の税収に関係あるところでは、法人税 地

交付税算定に影響がでるのか、見通しを確認しておく必 方交付税と税収では、 地方消費税の見直しがどのように

要があると考えます。 景気回復といわれますが、個人所得、そして、税収 ま

度決算審査での論議を参考にしての審査が考えられます。 います。 **地方税収の見通し**はどうか、25 年度予算や 24 年 でつながるには、まだまだ厳しい状況にあるのではと思

【歳入と歳出の突合せ…】 **事務事業の財源構成**は、どのようになっているのか、

かねません。

手数料・負担金、都市計画税)、地方債が、それぞれどの か分析することが考えられます。 25年度、または、経年とどう違っているのか、 一般財源、特定財源(国等の負担金補助金、使用料 いないの

源投入と事業効果の測定、あるいは、 べて、どのように財源を投入しているのか。 ように使われているのか。事業推進での根拠や基準と比 このことにより首長が力を入れている事業の確認 今後増嵩していく恐れがあるのか、把握しておくこ **削減余地**があるの 財 見込み」等の資料を分析し確認しておくことが必要です。

とに役立つと思います。

きることとなります。 うことを明らかにするためにも、予算審査による統制を 員としては、決算も重要というものの、 や他の収入で事務事業を行っていくこととなります。議 かり行うことで、決算審査での評価につなげることがで きちんと発揮しておく必要があります。 めに・何に・どのような効果を求めて」事業を行うとい 地方行政は、特に、税金(強制力を持って収入とする。) やはり、「何のた 予算審査をしっ

償還金が基準財政需要額に全額算入されるとされており 財債)の発行を余儀なくされています。臨財債は、 **債残高の増嵩を招き**、将来の**財政運営に悪影響**を及ぼし 一般財源の扱いとなっています。注意をしていないと起 自治体では、財源不足を補うため**臨時財政対策債** 元利

【臨時財政対策債·起債··】

込み」、「償還状況一覧表」、「決算統計での地方債の償還 となる税源についても先行き**不透明感**を持たざるを得な い状況にあります。予算時に示される**「地方債現在高見** 先の、地方法人課税の見直しのように、自治体の歳入

とで効果的な審査につながると思います。 特別地方交付税、予算の執行状況も併せて予算に臨むこ 【25年度財政運営の状況…】 予算審査の議会は、年度末にも当たります。一時借入、